

京都市告示第618号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和3年3月15日から令和3年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、各種証明書の電子申請に係る証明書の交付手数料の収納事務を委託します。

令和3年3月15日

京都市長 門川 大作

1 公金収納受託者の名称等

名称及び代表者	住所
株式会社グラファー 代表取締役 石井 大地	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目2番3号

2 京都市公金収納受託者による収納を認める証明書の範囲

住民票の写し、印鑑登録証明書

(文化市民局地域自治推進室)